

大田市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 5 6 号の 3

大田市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大田市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則（平成 1 7 年大田市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（知事の権限に属する事務）

第 7 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 1 年島根県条例第 4 5 号。以下この条において「県条例」という。）に関する事務のうち、委任事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）に係る事務のうち、県条例第 2 条の表第 5 6 号で定める事務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。